員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

上小野地区農村集落センター

星野村二二九〇

六八五

二七

長尾地区農村集落センター 土穴地区農村集落センター

の原農民休養センター

七区多目的集会施設

11

应

七 0

Ξ

を

同表星野村の項中

北九州市立島郷市民センター

11

11

生田

丁目

番

号



成 三千二 十 年 + + 户 千六 七 号 目

増

改める。

上郷地域交流センター 講堂

星野村総合保健福祉センター

小野地域交流センターけやき体育館

| 六五四番地三

に

〇七七五番地の

兀

五八八〇番地

(市町村支援課)

## 刊 (1) 旧星野村立仁田原小学校講堂 けやき体育館 滝の脇農村集落センター 九区西多目的集会施設 星野村総合保健福祉センター 六五四番地三 九五六六 三〇七八 五八八〇番地 〇七七五番地

兀 六

の

兀

## 選挙管理委員会

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

選挙管理委員会

目

次

福岡県選挙管理委員会告示第百十三号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定 (昭和五十三年一月福岡県選挙管理委

平成二十一年十月十六日

指定した施設の表北九州市若松区の項中

北九州市立島郷市民センター

"

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊

明

大字畠田九三三番地 の 三 を

に改め、

定期発行日 每週月水金曜日